

平成30年度 教育行政執行方針

平成29年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、芽室町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

はじめに

人生100年時代の到来と言われる今日、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会環境が急速に変化する時代を迎えています。

こうした中で、子供たちが、自らの個性を發揮し、自信をもって自らの未来を切り拓いていくために、創造性を育み、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて、変化を前向きに受け止め、自ら課題を解決し、グローバルに活躍できる人材の育成が求められています。

学校教育においては、「社会に開かれた教育課程」の実現を重視した次期学習指導要領の実施を迎えるにあたり、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえ、質の高い学びを進め、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子供たちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけることが重要となっています。

また、学校における働き方改革等、今日取り組むべき課題についても適切に対応するとともに、子供たちの学習・生活の場である学校施設の安全性を確保する対策について、計画的に取り組んでいく必要があります。

生涯学習においては、人生100年時代を見据え、全ての町民が生涯を通じて、学び続け、学んだことを生かして活躍できる社会に向け、いつでも、どこでも、学ぶことができる環境を充実していくことが重要であります。

【教育行政に臨む基本姿勢】

こうした動向を踏まえ、今年度、第5期芽室町総合計画に併せて、平成31年度を初年度とする「芽室町教育振興基本計画」を策定し、今後4年間の芽室町教育の基本理念の実現に向け、それぞれの施策を進めてまいります。

芽室町教育委員会としては、豊かな心と郷土愛を持つ人づくりを進め、本町の将来を担う子供たちが、ふるさと芽室に誇りと愛着を持ち、互いに支え合いながら、たくましく生きていく力を育む教育行政を推進してまいります。

それでは、第5期芽室町生涯学習推進中期計画（芽室町教育基本計画）に基づき、学校教育、社会教育、これら連携の各分野における主要な施策について申し上げます。

1 学びの基礎づくり

初めに、重点目標1つ目の「学びの基礎づくり」についてであります。

【確かな学力の育成】

小学校の外国語活動につきましては、新学習指導要領への移行期間となる平

成30年度に、小学校第3学年及び第4学年で先行実施されます。そのため、引き続き外国語指導助手を各学校に派遣するとともに、新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手を1名増員し、小学校教員の外国語活動の指導力と英語力の向上を図ります。

毎年度、実施している全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった成果と課題を踏まえ、各学校で組織としての学校力を発揮し、継続的な検証改善サイクルによる授業改善に努めるとともに、子供たちの発達段階や学習課題等に応じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及び授業と連動した家庭学習の定着化を図ります。

読み書き支援スクリーニングについては、引き続き小学校第1学年と第2学年で行うとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対しては、教育活動指導助手や学校支援員を継続配置し、町の発達支援システムにおける町長部局との連携を強化するなど、特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所、小中学校間の連携については、子供たちの学びの連續性を図るため、「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」や「小中学校連携」の取組みを推進します。

平成27年度から小学校第3学年及び第4学年で実施している少人数学級編制は、個に応じたきめ細やかな指導、児童一人ひとりの発言・発表の場の増加、教室内の学習環境の充実により、学力向上など教育効果を高める取り組みを推

進するため、平成30年度から小学校第5学年及び第6学年にも拡大し、実施します。

大学等奨学金貸付については、新入学生に対する入学前貸し付けの実施により、入学時の一時的な出費の負担軽減を図るとともに、通年で受付・貸し付けができるよう制度改善し、利便性の向上を図ります。

【豊かな心の育成】

平成30年度から、小学校で導入される「特別の教科 道徳」については、学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識等について、考えを深めるとともに、答えが一つではない道徳的な課題に子どもたち一人ひとりが向き合い、考え、議論する道徳教育の充実に努めてまいります。

また、自分の存在や価値を肯定する感情である「自己肯定感」、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚の「自己有用感」の醸成については、継続して取り組みます。

いじめや不登校につきましては、未然防止と早期発見・早期解消が重要であり、町や各学校における「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的かつ迅速な対応が行われるよう、教育委員会と学校、家庭が連携して取り組むほか、心理状況や学級集団を分析できるハイパーQUテストを実施するとともに、ネットトラブルなど情報モラル教育の充実を図ります。

また、相談業務を担当するスクールライフ・アドバイザーの継続配置や不登

校児童生徒を支援する学校適応指導教室「ゆうゆう」の活用など関係機関と一緒にとなって取り組みます。

【健やかな体の育成】

健やかな体は、子供たちが心身ともに健やかで安全に成長していく活動の源として、健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものです。

このため、毎年度実施している、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果による成果と課題を分析し、体育授業や休み時間などにおける基礎体力向上の工夫・改善、少年団活動や部活動による子供たちの体力・運動能力の向上に努めます。

「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全安心を学び、子供たちが食に興味や関心を高められる食育活動として継続実施します。

また、学校給食を活用した栄養教諭による食に関する正しい知識や望ましい食習慣、生活習慣の指導等健康教育を推進するとともに、食物アレルギー等に対する代替食等の提供と危機管理体制の充実を図り、子供たちが安心して、楽しく学校生活を送ることができるよう対応いたします。

【信頼される学校づくりの推進】

学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくた

めには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

そのため、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」については、地域における組織や運営体制づくりを行い、平成31年度に体制の整った地域（学校）からの導入に向け進めてまいります。

教育公務員としての教職員は、全体の奉仕者として職務を遂行すべき責務を負っていることを自覚し、保護者や地域の信頼を損なうことがないよう、法令等を遵守し、一人ひとりが厳正な服務規律の保持に努め、自覚と責任ある教育活動を展開するよう、より一層の危機感を持って指導に努めます。

子供たちが一日の大半を過ごす学校教育施設等の整備については、児童生徒の安全性や施設の老朽化などを考慮し、平成30年度は芽室西小学校体育館床改修工事、芽室南小学校屋外トイレ建設及び芽室中学校アイスホッケーリンクフェンス改修工事などを実施します。

2 生涯を通じての生きがいづくり

次に、重点目標2つ目の「生涯を通じての生きがいづくり」であります。

【多様な学習機会の確保・充実】

誰もが生涯にわたり学び続け、学びをとおして自己を高めるとともに人生を

豊かにし、学習の成果を地域社会に活かしていくことが大切です。

そのため、成人教育講座や高齢者学級を継続するとともに、家庭教育学級への支援や公民館講座など住民の学習機会の提供に努めます。

また、子供たちを対象とした「わんぱくキャンプ」や「通学合宿めむろ塾」の開催、友好都市や国際姉妹都市との交流体験など、多様な体験活動の機会を提供します。

さらに、本年開館30周年を迎える図書館では、ボランティア団体等との連携を図りながら、図書館講座や講演会などを実施し読書活動を推進します。

【文化・芸術活動の推進】

人々が心豊かに暮らし創造性や感性を育むため、町民の自主的な活動を促進する中で、文化芸術を一層充実することが重要です。

このため、文化芸術鑑賞会やフレンドリーコンサート、町民文化展は、町民や文化団体との協働による事業を展開するとともに、児童生徒の芸術文化の鑑賞料の一部を支援する「文化・芸術鑑賞助成事業」を継続し、町民が身近に親しむことができる環境づくりを進めます。

また、生涯学習活動や文化芸術活動の拠点施設の一つである中央公民館は、エレベーター設備や大ホールの舞台照明設備の更新整備を実施し、利用者の安全性や利便性の向上を図ります。

【健康づくりと生涯スポーツの振興】

子供から大人まで、誰もが気軽に楽しめ健康で暮らせるためのスポーツ環境

の整備が求められております。

そのため、住民のスポーツや健康づくりのために、総合体育館や温水プールで運動教室や講座を開催するとともに、関係機関・団体などと連携し、住民参加型イベント「チャレンジデー」を継続実施します。

また、体育施設では、町営野球場の大規模改修整備工事を実施し、排水機能の改善などを図るとともに、平成28年8月の台風で被災した美生川河川敷パークゴルフ場の災害復旧整備を実施します。さらに、老朽化している温水プールについては、改築に向けた事業手法の検討を進めます。

3 共助社会の絆づくり

次に、重点目標3つ目の「共助社会の絆づくり」についてあります。

【地域の連携・コミュニティづくり】

町民一人ひとりが地域の一員としての責任や役割を認識し、自分にできる活動をすることが、活力ある地域コミュニティづくりに繋がると考えられます。

そのためには、子供も大人も地域のために自分ができることを認識し、自主的に行動できるよう、様々なきっかけづくりを、関連団体などと連携を図りながら取り組みます。

また、地域全体で子供たちを守り育てる体制づくりを推進するため、家庭・学校・関係団体を含む地域の三者が連携し、教育委員会が提唱する「あいさつ」「親切」「美化」の「3つの心運動」や青少年の健全育成のための研修会、町民集会などの活動を推進します。

【郷土愛の育み】

本町には、恵まれた自然環境や発祥のスポーツであるゲートボールなど、次世代に引き継ぐべき財産があり、ふるさと意識や郷土愛の醸成を促すことが大切です。

このため、少年教育事業などで豊かな大地から生まれた地元農産物を活かした食育事業も取り組み、郷土愛の醸成を推進します。

また、本町発祥のスポーツであるゲートボールは、学校や関係団体との連携を図り青少年や初心者への普及拡大に努めます。

むすびに

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

子供たちには、複雑で予測困難な未来が待ち受けているが、このような社会の変化を前向きに受け止め、様々な困難を乗り越えながら、自らの人生を切り拓いていく力を身に付けさせることが、益々重要になります。

本町の子供たちが、この町の特性を肌に感じながら安心して伸び伸びと学校生活を楽しめるよう、また、全ての町民の皆様が、生涯を通して生き生きと学び活動することができる生涯学習社会の構築に向け教育行政を推進してまいりますので、町議会議員及び町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。